個人情報ファイルの名称	予防接種の実施に関する事務
行政機関等の名称	江田島市長
個人情報ファイルが利用に供さ れる事務をつかさどる組織の名 称	福祉保健部子育で支援課
個人情報ファイルの利用目的	予防接種対象者の把握、接種記録及び健康被害の記録等を管理して、円滑な予防接種業務を実施する。
記録項目	1名前、2住所、3性別、4生年月日、5健康状態、6住居の番号、7電話番号、8心身の機能の障害、9健康診断等の結果
記録範囲	予防接種法第2条第2項に定められた予防接種(A類疾病)対象者及び予防接種を行う医師
記録情報の収集方法	本人から収集
要配慮個人情報が含まれるとき は、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名 称及び所在地	(名 称) 江田島市総務部総務課
	(所在地) 〒737-2297 江田島市大柿町大原505番地
訂正及び利用停止に関する他の 法令の規定による特別の手続等	
個人情報ファイルの種別	 ☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) □法第60条第2項第2号 政令第21条第7項に該当 するファイル ☑有 □無
備考	

個人情報ファイルの名称	母子保健法に基づく健康診査	に関する事務
行政機関等の名称	江田島市長	
個人情報ファイルが利用に供さ れる事務をつかさどる組織の名 称	福祉保健部子育て支援課	
個人情報ファイルの利用目的		、早期治療、早期療育につなげ するため健康診査を実施する。
記録項目	続柄、7会社・学校名、8職成、11扶養関係、12住居番号、15国籍、16離婚等	生年月日、5出身地、6親族関係・ 業・職種、9血液型、10家族構 の番号、13居住状況、14電話 、17心身の機能の障害、18病 20相談内容、21趣味、22し
記録範囲	妊婦、産婦、乳幼児	
記録情報の収集方法	本人から収集、実施機関内	
要配慮個人情報が含まれるとき は、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の名 称及び所在地	(名 称) 江田島市総務部総	務課
	(所在地) 〒737-229 江田島市大柿町大	
訂正及び利用停止に関する他の 法令の規定による特別の手続等	_	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当 するファイル☑有 □無	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
備考		

個人情報ファイルの名称	妊娠の届出に関する事務
行政機関等の名称	江田島市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名 称	福祉保健部子育て支援課
個人情報ファイルの利用目的	妊娠初期からの健康管理について意識づけをし、妊娠・出産・ 育児に対する不安の軽減を行う。妊娠時期からの関りにより、 育児不安や養育問題等の把握及び支援に努める。
記録項目	1個人番号、2名前、3住所、4性別、5生年月日、6出身地、7親族関係・続柄、8職業・職種、9家族構成、10扶養関係、11住居の番号、12居住状況、13電話番号、14し好、15国籍、16相談内容、17病歴、18心身の機能の障害、19健康診断等の結果、20保健指導、21診療・調剤情報
記録範囲	妊娠の届出をする妊婦
記録情報の収集方法	本人から収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	_
開示請求等を受理する組織の名 称及び所在地	(名 称) 江田島市総務部総務課
	(所在地) 〒737-2297 江田島市大柿町大原505番地
訂正及び利用停止に関する他の 法令の規定による特別の手続等	_
個人情報ファイルの種別	 ☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) □法第60条第2項第2号 政令第21条第7項に該当 するファイル ☑有 □無
備考	

個人情報ファイルの名称	母子健康手帳の交付に関する事務
行政機関等の名称	江田島市長
個人情報ファイルが利用に供さ れる事務をつかさどる組織の名 称	福祉保健部子育て支援課
個人情報ファイルの利用目的	母子健康手帳交付時に、妊婦健康相談指導を行うことにより、 妊娠初期からの健康管理について意識づけをし、妊娠・出産・ 育児に対する不安の軽減を行う。妊娠時期からの関りにより、 育児不安や養育問題等の把握及び支援に努める。
記録項目	1名前、2住所、3性別、4生年月日、5出身地、6親族関係・ 続柄、7家族構成、8電話番号、9心身の機能の障害、10健 康診断等の結果、11保健指導、12診療・調剤情報
記録範囲	妊娠の届出をする妊婦
記録情報の収集方法	本人から収集
要配慮個人情報が含まれるとき は、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	_
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 江田島市総務部総務課
	(所在地) 〒737-2297 江田島市大柿町大原505番地
訂正及び利用停止に関する他の 法令の規定による特別の手続等	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)□法第60条第2項第2号政令第21条第7項に該当 するファイル☑有 □無
備考	